資料１

第７期（第４回・第５回）福岡市男女共同参画審議会
（平成 30 年7月 20 日・27 日）

議題１

「福岡市男女共同参画基本計画（第３次）」の平成２９年度実施状況に対する評価について（重点評価項目）

1　男女共同参画基本計画（第３次）の進行管理・実施状況評価の方法

（１）進行管理・実施状況評価の考え方

① 目　的

福岡市男女共同参画基本計画（第３次）（計画期間：平成 28 年度から 32 年度）の進捗状況を確実に把握し、その評価を行うことにより、計画の実効性を確保し、評価を次年度以降の施策に反映させ、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進する。

② 評価の対象及び方法等

【評価の対象等】

区分	対　象	評価者	摘　要
一般評価	**一般評価事業** 事業実施担当課が実施する各事業 〈資料２・参照〉	**事業実施担当課** 毎年度、「達成度」について自己評価を実施 ⇩ 審議会に報告 次年度以降の事業に反映	**〔判定区分〕** **〈達成度〉** Ａ：９０％以上（十分達成している） Ｂ：７０％以上（ある程度達成している） Ｃ：５０％以上（達成が不十分である） Ｄ：５０％未満（達成できていない） 平成 32 年度までの事業目標を踏まえ、平成２９年度事業の「達成度」を自己評価。
重点評価	**重点評価項目** 重点的に取り組む施策（６項目） （別紙１・参照） （進行管理票） 資料１： (Ｐ4～Ｐ10 参照)	**審議会** 毎年度、継続的に評価を実施 ⇩ 次年度以降の施策に反映	**〔判定区分〕** **〈達成状況〉** ・順調 ・おおむね順調 ・やや遅れている ・遅れている ・重点評価項目に該当する事業の実施状況について、達成状況の判定とともに、審議会での主な意見を記載。
総合評価	**基本目標** 基本計画(第３次)に規定する６つの基本目標	**審議会** 全ての評価内容を踏まえ、次期計画策定過程で評価を実施(平成32年度) ⇩ 次期基本計画に反映	

【評価の方法】

① 評価

審議会において、重点評価項目ごとに評価を行う。評価は、事務局（男女共同参画課）が重点評価項目の進捗状況を把握し、作成した進行管理票により行う。

② 審議会への事業実施担当課の出席

重点評価項目の審議において、事業実施担当課が出席する。

③ 公表

施策の実施状況及びその評価内容について、年次報告書を作成し、事業の実施状況に関する評価の結果を次年度の事業に反映するとともに、市民に公表する。

（２）進行管理・評価の流れ

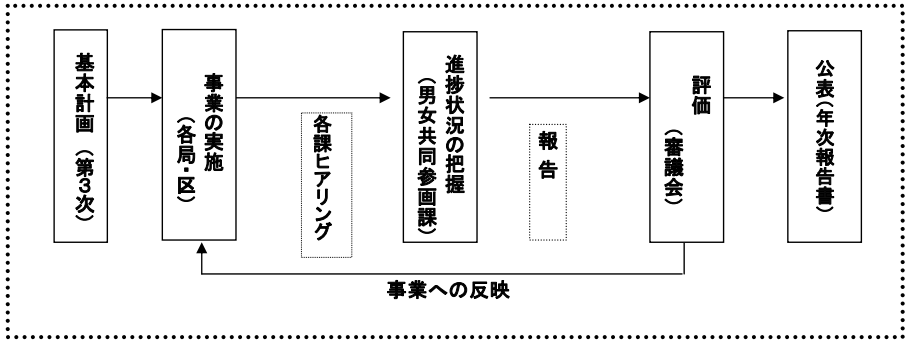

〈参考〉

福岡市男女共同参画を推進する条例

第１２条：「市長は、毎年１回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。」

第２８条：「審議会は次に掲げる事務を行う。」

第２号：「男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。」

（別紙１）

重点的に取り組む施策　※重点評価項目として評価

１　男女平等教育の推進

若年層への男女共同参画に対する意識啓発のため、小・中学校における男女平等教育や教職員を対象にした研修の充実を図るとともに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて学び、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めることを目的とした出前セミナーを市内中学校で実施します。

２　配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

配偶者等からの暴力を防止するため、あらゆる世代への意識啓発を一層充実させるとともに、ＤＶ被害が深刻化する前に相談できるよう、様々な機会をとらえ、より効果の高い方法により相談窓口の周知を行います。

また、若年層への予防啓発を進め、相談への対応、保護、自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を進めるなど、関係機関と連携して、配偶者等からの暴力防止に関する施策の一層の充実・強化に努めます。

３　仕事と生活の調和（ ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等により、長時間労働の削減など「働き方改革」に積極的に取り組む地場企業を、市が発注する工事等の入札等に際し、優先的に指名するなどの優遇制度を実施する社会貢献優良企業として新たに認定するとともに、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めます。

また、男性が家事・育児、介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参加できるよう啓発を行います。

さらに、保育所等の整備を推進するとともに、介護離職を防止するための相談対応を行うなど、仕事と育児や介護を両立できる環境づくりに取り組みます。

４　働く場での女性活躍の推進

働く場において、より多くの女性がリーダーとして能力を発揮できるよう、キャリアアップや能力向上の支援を行うとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の支援や女性活躍の「見える化」を推進し、女性が活躍しやすい職場環境づくりに取り組みます。

また、女性の創業支援のさらなる充実に取り組むとともに、再就職やスキルアップを目指す女性を対象に、ハローワークと連携した就業支援や、資格・技術習得講座等を実施します。

５　市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、審議会等委員への女性の参画率が目標値を達成できるよう、実効性のある取組を進めます。

また、市職員については、女性活躍推進法の特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍を支援する取組を進めます。

さらに、市役所における率先した取組を企業に紹介します。

６　地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

地域における女性の活躍を推進し、地域活動への多様な人材の参画を図るため、女性リーダーの人材育成や、地域、諸団体の自主的な男女共同参画推進の取組の支援、自治協議会への働きかけなどを行います。

また、男女共同参画推進のさらなる拡がりを目指し、拠点施設アミカスを中心に区役所等関係部署が連携して、福岡市男女共同参画週間（みんなで参画ウィーク）や男女共同参画地域活動ハンドブックの活用、男女共同参画推進サポーターの派遣、男女共同参画協議会の活動支援等、地域との共働による取組を進めます。

福岡市男女共同参画基本計画（第３次）

計画の体系図

基本目標	施策の方向	具体的施策
基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します	1 男女平等教育の推進 重	(1) 学校教育における男女平等教育の推進 (2) 教育に携わる者への研修の充実
	2 男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開	(3) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進 (4) 拠点施設としての支援の充実 (5) 区役所、人権啓発センターにおける取組の推進 (6) 公民館における取組の推進 (7) 男女共同参画に関する調査・研究 (8) 男女共同参画に関する広報と情報提供
	3 市民等との連携・共働の推進	(9) 市民団体、NPO、自治協議会等との連携・共働 (10) 大学との連携 (11) 報道機関との連携
	4 国際理解・交流の推進	(12) 男女平等に関する国際理解の推進 (13) 在住外国人女性への支援
基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します	福岡市ＤＶ対策基本計画 1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 重	(14) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 (15) 相談体制の充実 (16) 保護体制の充実 (17) 被害者の自立のための支援 (18) 関係団体との連携
	2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	(19) セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発 (20) 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止 (21) 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 (22) 相談の充実 (23) 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
	3 生涯にわたる健康支援	(24) 青少年に対する支援、意識啓発 (25) 母性の社会的重要性に関する認識の浸透 (26) 妊娠・出産に関する健康管理の支援 (27) ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
	4 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(28) ひとり親家庭等への支援の充実 (29) 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援 (30) 経済的な困難を抱えた人の自立支援

基本目標	施策の方向	具体的施策
福岡市働く女性の活躍推進計画		
基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 重	(31) 企業等への啓発及び取組支援 (32) 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供 (33) 仕事と生活の調和のとれた生き方の普及 (34) 市役所における意識啓発
	2 男性の家庭・地域への参画促進 重	(35) 男性への意識啓発と、家庭生活や地域活動への参画促進 (36) 生活的自立のための様々な学習機会の提供 (37) 男性相談の充実
	3 子育て・介護支援の充実 重	(38) 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実 (39) 子育て支援の充実 (40) 介護支援の充実
基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します	1 企業における女性活躍推進の支援 重	(41) 企業等への啓発 (42) 企業の女性活躍推進の取組支援
	2 働く女性への支援 重	(43) 働く女性の能力向上、キャリアアップ支援 (44) 働く女性への労働に関する広報と情報提供 (45) 相談の充実
	3 女性の就業・起業支援 重	(46) 就業意識の啓発と職業能力の向上 (47) 女性の起業支援 (48) 再就職の支援
基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します	1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 重	(49) 審議会等への女性の参画促進 (50) 市役所における男女共同参画の推進
	2 あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進	(51) 企業における女性の参画促進 (52) 農林水産業の分野における女性の参画促進 (53) 地域における女性の参画促進
基本目標6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します	1 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 重	(54) 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援 (55) 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透
	2 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 重	(56) 自治協議会等への女性役員の参画促進 (57) 地域の女性リーダー育成と活躍支援
	3 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	(58) 市民への意識啓発

重 は重点的に取り組む施策

重点評価項目進行管理票

重 点 評 価 項 目	
1	男女平等教育の推進
2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護
3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
4	働く場での女性活躍の推進
5	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
6	地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

〔４ 主な事業の実施状況 〕

平成２９年度の「事業実績」を記載している。
継続事業については、進捗状況を明らかにするため
平成２８年度の「事業実績」を〈　　〉で記載している。

〔判定区分〕

平成３２年度までの事業目標を踏まえ、平成２９年度事業の「達成状況」を判定

【達成状況】

・順調
・おおむね順調
・やや遅れている
・遅れている

【様式3】

重点評価項目　進行管理票

Ⅰ 事務局記入欄	1 重点評価項目		1	男女平等教育の推進			
	2 対象事業	基本目標	1	男女平等意識が浸透した社会を目指します。			
		施策の方向	1	男女平等教育の推進			
		事業実施担当課評価（P1～P3）	達成度	A	B	C	D
			対象事業数	4	6	1	0
	3 施策の進捗状況		子どもの頃から性別にとらわれない自己形成ができるよう，小中学生向けの男女平等副読本を作成・配布するとともに，中学生向け出前セミナーを実施するなど，学校における男女平等教育を推進した。 また，教育関係者を対象に男女共同参画の意識啓発のための研修を実施した。				
	4 主な事業の実施状況		■男女平等教育の推進 ○小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用 小学校：はらっぱ （小学校3，4年生対象，3年時に配付） ・発行部数　16,000部　活用率　88.2%〈93.0%〉 中学校：わたしらしく生きる （全学年対象，1年時に配布。但し，30年度から「改訂版中学生向け副読本」を使用するため，全学年分を配付） ・発行部数　41,000部　活用率　58.0%〈56.5%〉 ○中学生のためのキャリアデザイン啓発事業（中学生向け出前セミナー） 中学校に大学・企業等から講師を派遣し，男女共同参画の必要性を学び，性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めるセミナーを実施 実施校　市立中学校24校＜26校＞ ○中学校における職場体験学習の実施 参加学校及び生徒数：68校（100%），11,707名　〈11,740名〉 受け入れ事業所：3,122事業所　〈3,265事業所〉 ○男女混合名簿の採用 採用率　小学校：100%〈99.3%〉 中学校：69.6%〈58.0%〉 ○教職員への男女平等教育研修の実施　参加者数：225人〈223人〉 〈講演〉「小中学校におけるキャリア教育の必要性について」 講師：筑波大学名誉教授　渡辺　三枝子 氏 〈報告〉「改訂版中学生向け副読本について」 報告者：市民局男女共同参画課 ○教頭2年次研修の実施 参加者数43人〈33人〉 ○公民館，区役所職員への研修の実施 ・新任公民館職員研修　実施回数及び参加者数：1回 31人　〈44人〉 ・公民館運営研修　東区，博多区，中央区，南区　各1回　計158人 〈東区・博多区　各1回，計94人〉				

Ⅰ 事務局記入欄	5 懸案事項・課題	○中学校における副読本の活用や混合名簿の採用について，教育現場の実態 を把握・分析したうえで，活用率及び採用の向上に取り組む必要がある。 ○次世代を担う子どもたちが性別にとらわれることなく，進路選択や職業選択ができるよう，引き続き男女共同参画の視点に立ったキャリア教育（中学生向け出前セミナー等）を推進する必要がある。 ○教職員や公民館・区役所職員への研修については，継続して行っていく必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組	○男女平等教育研修会において改訂版の中学生向け副読本の活用方法等を提示するなど，教職員への周知や理解を図っていく。 ○校長・園長連絡会等において，副読本の活用や混合名簿の採用を進めるよう指導していく。また，混合名簿を採用していない学校については，指導を継続的に行う。 ○中学生向け出前セミナーを引き続き実施するとともに，教職員や公民館・区役所職員への研修は分かりやすく，より実践的なものとなるよう内容の充実に努める。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

【様式3】

重点評価項目　進行管理票

Ⅰ 事務局記入欄	1 重点評価項目		2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護			
	2 対象事業	基本目標	2	女性への暴力が根絶され，男女の人権が尊重されるとともに，誰もが安心して暮らせる社会を目指します。			
		施策の方向	1	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護			
		事業実施担当課評価（P18～P23）	達成度	A	B	C	D
			対象事業数	13	18	0	0
	3 施策の進捗状況		配偶者等からの暴力を防止し，被害者の早期発見，早期対応を図るため，若年層を含めた暴力防止のための広報・啓発や相談窓口の周知を行うとともに，配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関と連携して，相談，保護，自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んだ。				
	4 主な事業の実施状況		■配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 ○福岡市DV防止講演会の実施 「加害者の足抜け支援から見たDV・ストーカー事件 ～DV・ストーカーの現状と解決への道筋～」 講師：小早川　明子氏（NPOヒューマニティ） 参加者数：111人〈130人〉 ○ホームページへの掲載，配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレットの配布等による広報啓発 ・29年度は，新たにコンビニエンスストア（210店舗）にもカードを配置した。 ・カード・リーフレット配布箇所数：765箇所〈555箇所〉 ○デートDV防止教育講演会の実施 ・市立高校4校でデートDV防止教育講演会を実施。各校において，毎年デートDV防止教育講演会を実施することが定着した。 また，29年度は私立高校1校においても，デートDV防止教育講演会を実施した。 ・参加者数：2,511人〈1,286人〉 ○デートDV防止啓発カード・ポスター配布及び教職員を対象とした研修の実施等 ・29年度から新たにデートDV防止啓発カードを市立中学3年生及び市立高校生へ配布した。 カード配布先：市立中学3年生（69校），市立高校生（4校） ・カードを配布するにあたり，事前に教職員を対象に研修を実施し，生徒からのDV相談への対応，DV家庭で育つ生徒への支援等について理解促進を図るとともに，初期の相談先で最も多い友人（生徒）が関係機関に繋ぐなどの適切な対応が取れるように，生徒指導力の向上を図った。 参加者数：250人 ・人権読本「ぬくもり」中学生版の改訂で，授業に活用できるようにデートDVに関する題材を新たに盛り込んだ。 ・デートDV防止啓発ポスターを，市立中学校及び高校，専門学校，大学，ほか関係機関へ配布した。 ○DV相談や通報への対応　相談件数：3，603件〈3，464件〉 ・福岡市配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター，男女共同参画推進センター・アミカス等が連携した相談対応の実施 ・県配偶者暴力相談支援センター及び警察と連携した24時間対応の実施 ○相談員等研修 ・国・県が主催するDVに関する研修への参加　参加者数：延157名〈延162名〉 ・こども家庭課主催によるDVに関する研修の実施　参加者数：20名〈25名〉 ・市民と直接接する機会が多い区役所職員や地域の民生委員等に対する研修の実施及び出前講座の実施 実施回数：4回〈7回〉　参加人数：382人〈475人〉				

Ⅰ 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	○配偶者等から暴力を受けた母子等の一時保護 ・県・市・民間施設での保護 ・民間支援団体の活動支援 ○自立支援 ・住居，就業，法的制度，心理的ケア等の施策について情報提供や支援 ・市営住宅，児童福祉，ひとり親家庭福祉，医療保険，年金，生活保護等の各種制度を活用した被害者の自立支援 ・DV被害者の子どもに対しては，DV相談機関と区子育て支援課・こども総合相談センターが連携して支援 ○関係機関との連携強化 ・各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議の実施　年1回〈1回〉 ・「福岡市女性に対する暴力防止連絡会議」の実施，及び「福岡県配偶者からの暴力防止対策連絡会議」「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」への参加
	5 懸案事項・課題	○DV被害が深刻化する前に相談できるよう，市民への意識啓発や相談窓口の周知を行う必要がある。 ○教育委員会と連携して，教職員のDVに対する理解を深めるとともに，子どもの発達段階に応じた取り組みを検討する必要がある。 ○相談員のスキル向上を図るために，内容や方法について検討し，計画的に研修を実施する必要がある。 ○関係機関との情報交換を行い，連携の一層の推進を図る必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組	○ DV防止のための意識啓発及び相談窓口の周知徹底に取り組むため，DV防止講演会，DV研修の講師派遣等を実施するとともに，啓発カード・リーフレット等を配布する。 ○DV相談窓口広報先の拡大に取り組む。 ○DV予防教育のため，引き続き，市立高校対象にデートDV防止教育講演会を実施するとともに，教育委員会と連携して教職員研修等を実施する。 ○被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組むため，引き続き，DV相談に対する相談・保護体制，自立のための支援を充実させる。 ○DV相談窓口の相談員が適切な被害者支援を行うことができるよう，スキル向上のための研修の実施，受講を継続する。 ○女性に対する暴力の防止及び被害者支援の推進を図るため，引き続き，「福岡市女性に対する暴力防止連絡会議」の実施及び「福岡県配偶者からの暴力防止連絡会議」，「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」等への参加を行う。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

【様式3】

重点評価項目　進行管理票

Ⅰ 事務局記入欄	1 重点評価項目		3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進			
	2 対象事業	基本目標	3	仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します			
		施策の方向	1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進			
			2	男性の家庭・地域への参画促進			
			3	子育て・介護支援の充実			
		事業実施担当課評価（P34～P48）	達成度	A	B	C	D
			対象事業数	30	34	2	0
	3 施策の進捗状況		○市役所においては，時間外勤務縮減や定時退庁に向けた取組，ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施や両立支援制度の周知に努めるとともに，男性職員の家事育児参画の促進に取り組んだ。 ○待機児童の解消を目指し，多様な手法による保育所等の整備を実施するとともに，延長保育や休日保育の拡充など，利用者のニーズに柔軟に対応するため，多様な保育サービスの充実に取り組んだ。 ○仕事と介護の両立についての情報提供やアドバイスを行う「働く人の介護サポートセンター」の認知度を向上するため，周知に努めた。				
	4 主な事業の実施状況		■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ○社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の認定 認定企業数　129社　〈109社〉 ○企業・団体に対して，“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同の呼びかけ 賛同企業数　1,058企業・団体　〈1,028企業・団体〉 ○福岡市特定事業主行動計画に基づく仕事と家庭の両立支援策の推進 ・子どもが生まれた男性職員の出産・育児支援休暇取得率　91.1%〈88.9%〉 ・職員の年次有給休暇の年間平均取得日数　15.7日〈15.3日〉 ・子どもが生まれた男性職員のうち，育児休業，部分休業，育児短時間勤務のいずれかを取得した職員の割合　10.8%〈10.7%〉 ■男性の家庭・地域への参画促進 ○男性カレッジ 3回　参加者数　124人〈109人〉 ■子育て・介護支援の充実 ○保育所等整備 整備数　2,537人分　〈1,838人分〉 （平成30年4月1日　保育所等入所定員　37,916人） ○働く人の介護サポートセンター 相談件数　248件　（平成29年4月1日～平成30年3月31日） 〈相談件数　183件　（平成28年7月1日～平成29年3月31日）〉				

Ⅰ 事務局記入欄	5 懸案事項・課題	○企業・団体に対し，“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同を呼びかけていく必要がある。 ○今後も保育需要は増加する傾向にあり，引き続き保育所等入所定員の拡充や保育サービスの充実が必要である。 ○企業に対し，働く人の介護サポートセンターの広報に努めていく必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組	○“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同の呼びかけを行っていくとともに，企業の取組等について，ホームページ等でPRする。また，新規登録団体等へ子ども参観日実施報告書の配布やホームページへの掲載により「子ども参観日」の実施を呼びかけていく。さらに，メールマガジンの効果的な活用等により賛同企業への情報提供や働きかけ等を行う。 ○今後も増加が予想される保育需要に対応するため，既存施設の増改築や新築のほか，小規模保育事業の実施等の多様な手法を用いて，保育所等入所定員の拡充を図る整備に取り組むとともに，保育サービスの充実について，実施園拡充の促進策を検討する。 ○これから親の介護を行う世代を対象とした介護準備講座を，企業で働く人向けに開催し，併せて出張相談を実施するとともに，窓口の広報に努める。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

【様式3】

重点評価項目　進行管理票

Ⅰ 事務局記入欄	1 重点評価項目		4	働く場での女性活躍の推進			
	2 対象事業	基本目標	4	働く場において男女が対等に参画し，女性が活躍できる社会を目指します			
		施策の方向	1	企業における女性活躍推進の支援			
			2	働く女性への支援			
			3	女性の就業・起業支援			
		事業実施担当課評価（P49～P53）	達成度	A	B	C	D
			対象事業数	9	13	1	0
	3 施策の進捗状況		○女性活躍推進に取り組む企業を紹介し，企業における女性活躍の「見える化」を推進するため，「ふくおか女性活躍NEXT企業　見える化サイト」を運営するとともに，市内企業・事業者を対象に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するセミナーを開催した。また，企業を対象に女性の活躍を促進するための先進事例の紹介を行う講演会を実施し，啓発に努めた。 ○男女共同参画推進センター・アミカスにおいて働く女性のスキルアップや起業支援など女性のチャレンジを支援する講座を実施した。				
	4 主な事業の実施状況		■企業における女性活躍の推進 ○「ふくおか女性活躍NEXT企業　見える化サイト」の運営（平成28年8月開設） 登録企業数 223社 （平成30年3月末）＜167社 （平成29年3月末）＞ ・Facebook「ふくおか人事の広場」（企業の人事担当者向け）， Twitter 「ふくおか就活・転活部」（学生向け）， 「見える化サイト」を広報周知 ○一般事業主行動計画策定支援セミナーの実施 5回 参加者79人 〈10回 110人〉 ○企業向け講演会 参加者 261人 85社 〈273人 65社〉 ・基調講演 「ニュースにならないカイシャの事件簿 ～部下と上司の見えないストレスを読み解く～」 講師：河合 薫さん（健康社会学者） ・「ふくおか女性活躍NEXT企業　見える化サイト」の案内 ■働く女性への支援 ○女性リーダー育成研修（全3回×2コース，全1回×1コース） 参加者数： 118人 〈64人〉 ○働くあなたのガイドブック」の発行 作成部数 ・平成27年度改訂版3,000部（増刷）＜1，100部＞ ・平成29年度改訂版8,700部（平成30年2月発行） 配布部数 ・平成27年度改訂版3,701部＜5，488部＞ ・平成29年度改訂版8,642部				

Ⅰ 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	■女性の就業・起業支援 ○ママのためのお仕事スタートアップ（全1回×2コース） 参加者数 14人 〈17人〉 ○女性のための就職応援プログラム（全2回×2コース） 参加者数 34人 〈21人〉 ○お仕事再開応援フェスタ 参加者数 119人 〈113人〉 ○女性の起業支援セミナー（全6日間） 参加者数 24人 〈23人〉 ○HAPPY女子マーケット準備セミナー（全5回） 参加者数 32人 〈30人〉 ○IT活用セミナー 4回＜8回＞ 参加者数 163人 〈247人〉
	5 懸案事項・課題	○「ふくおか女性活躍NEXT企業　見える化サイト」について，市内企業へ周知し，登録企業数を増やす必要がある。 ○「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定については，市内企業の大部分を占める中小企業は行動計画の策定が努力義務となっているため，計画策定への支援が必要である。 ○女性のチャレンジを支援するセミナー・研修について，申込者の増加や受講生の満足度がより向上するように，開催方法について工夫する必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組	○「ふくおか女性活躍NEXT企業　見える化サイト」への掲載が企業のイメージや優秀な人材の確保・定着，収益の向上等につながるよう，「見える化サイト」の充実を図り，登録企業を増やしていく。 ○講師が企業を個別訪問し管理職などが参加するワークショップを開催し，計画策定を支援する。 ○一般事業主行動計画策定支援セミナーを開催し，中小企業の計画や取組内容について，先進事例や業種・規模別等に具体的事例を示しながら，計画策定の意義を伝えるとともに，策定を支援する。 ○引き続き企業や受講対象者のニーズを把握しながら，女性リーダー育成研修や女性の就職支援セミナー等の就労・起業に役立つ講座を実施する。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

【様式3】

重点評価項目　進行管理票

Ⅰ 事務局記入欄	1 重点評価項目		5	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進			
	2 対象事業	基本目標	5	政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します			
		施策の方向	1	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進			
		事業実施担当課評価（P54～P55）	達成度	A	B	C	D
			対象事業数	3	5	0	0
	3 施策の進捗状況		○各審議会等の委員改選時期を把握し事前協議を徹底するとともに，庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において，審議会等委員への女性の参画率40％の目標達成や本市女性職員の登用促進について，全庁に強く働きかけた。 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づき，女性職員の活躍推進に取り組んだ。				
	4 主な事業の実施状況		■市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 ○福岡市男女共同参画推進協議会・幹事会の開催 協議会 1回 〈1回〉，　幹事会 1回 〈1回〉 （協議会の議題） ・福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の実施状況及び評価について （幹事会の議題） ・福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の実施状況及び評価について ○「審議会等への女性の参画促進に関する要綱」に基づく，審議会等委員の改選時の事前協議の実施 ・改選のおおむね3か月前までに課長級での事前協議の徹底及び部長級への働きかけ　事前協議実施数 25 〈 34 〉 ・団体への効果的な推薦依頼方法のアドバイス等の実施 ・審議会等委員への女性の参画率 34.3％ 〈33.7％〉 ・女性委員のいない審議会等の数 0 〈 0 〉 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく女性職員の活躍推進 ・男女の別なく能力・意欲に応じた配置，登用 ・若手女性職員の本庁配置など，早期キャリア形成に向けた配置 ・本人の能力や意欲に応じて，子育て中の職員も，政策立案業務ができる職場に配置 ・キャリア形成に関する研修の実施 ・時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進 ・ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施 ・両立支援制度の周知や男性職員の家事育児参画の促進 など，女性職員の育成・登用及び全ての職員の職業生活と家庭生活の両立に向けた取組みを行った。 ・福岡市役所における女性管理職比率 12.8％ 〈11.9％〉				

Ⅰ 事務局記入欄	5 懸案事項・課題	○本市のあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って展開されるよう，福岡市男女共同参画推進協議会等において，職員に対する男女共同参画基本計画の周知徹底を図る必要がある。 ○審議会等委員への女性の参画については，今後も事前協議等の継続した取組を行っていく必要がある。 ○市女性職員の活躍を推進するためには，女性職員のキャリア形成とともに，男性の家事・育児への参画や長時間労働を前提としない働き方に転換していく必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組	○今後も男女共同参画推進協議会・幹事会において，様々な分野への女性の参画促進等について働きかけるなど全庁横断的に本市の男女共同参画施策を推進する。 ○審議会等委員の改選時においては，事前協議の時期に所管部署への働きかけを行うとともに，女性の人材発掘に努め，女性委員の参画が進んでいない分野への積極的な情報提供に努める。 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく取組みを継続し，女性職員の意欲と能力を十分に発揮させるとともに，全ての職員が働きやすい職場環境の整備に取り組んでいく。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		

【様式3】

重点評価項目　進行管理票

Ⅰ 事務局記入欄	1 重点評価項目		6	地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進			
	2 対象事業	基本目標	6	地域において男女が共に支えあい，安全・安心で住みよい地域社会を目指します			
		施策の方向	1	地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援			
			2	地域活動の方針決定過程への女性の参画促進			
		事業実施担当課評価（P57～P63）	達成度	A	B	C	D
			対象事業数	11	12	4	0
	3 施策の進捗状況		福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」にあわせて，各校区において男女共同参画推進の取組が実施されるよう支援するとともに，先進的な取組を行っている校区の活動紹介や地域の女性リーダー育成講座の開催，男女共同参画コーディネーターやアミカス寸劇隊などの派遣などにより，地域における男女共同参画推進に取り組んだ。				
	4 主な事業の実施状況		■地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 ○地域における主体的取組への支援 ・福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」及び「シンボルマーク」の広報・周知 （市政だより・ホームページへの掲載，ポスター，チラシの配布等） ・取組を実施した校区数　145／147校区・地区 〈143／146校区・地区〉 ○各区男女共同参画連絡会の活動支援 ・各校区が実施する男女共同参画の推進に関する取組の支援 ○男女協サミット 参加人数:　268名 〈271名〉 ・校区の事例発表 「ありがとう　小さな出会い　大切に」 発表：筑紫丘校区男女共同参画部 ・講演「災害時における男女共同参画～九州北部豪雨の経験から～」 講師：中嶋玲子氏（福岡県男女共同参画センターあすばる 元館長） ○七区男女共同参画協議会の活動支援 ・七区男女共同参画協議会代表者会議の開催　4回 〈4回〉 ・各校区の男女共同参画研修会実施調査 ○男女共同参画出前講座の実施　11件 325人 〈17件 412人〉 ○男女共同参画つうしん 偶数月発行				

Ⅰ 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	○男女共同参画コーディネーター派遣事業 3校区派遣＜7校区派遣＞ ○男女共同参画推進サポーター派遣事業 9件 162名受講　（受講者の満足度 92%）＜10件 290名受講＞ ○アミカス寸劇隊派遣事業 13件 481名受講　（受講者の満足度 88%）＜22件 747名受講＞ ○校区男女共同参画推進組織と校区諸団体との連携支援事業 12件 480名受講（受講者の満足度 81%）＜10件 397名受講＞ ○区役所職員への研修の実施 男女共同参画推進担当職員研修　参加者数：14人 〈12人〉 ■地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 ○「地域女性活躍チャレンジ塾」 講師 佐藤 倫子氏（福岡教育大学 非常勤講師） 内容 講義，先輩女性の体験談，ワークショップ等の連続講座 ・実施回数　全4回〈全4回〉 ・参加者数　15名〈30名〉
	5 懸案事項・課題	○福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」の周知に努め，全校区で週間にあわせ，より充実した主体的取組が継続して実施されるよう，地域への支援に努める必要がある。 ○地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進するため，より多くの女性リーダー育成に引き続き取り組む必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組	○「みんなで参画ウィーク」が地域に定着するよう広報・啓発に努めるとともに，地域における男女共同参画推進の取組が，全市的に広がりを持って展開されるよう，七区男女共同参画協議会と連携し，地域の主体的な男女共同参画推進活動を支援する。 ○現在地域活動を行っている女性，及び将来リーダーとして活躍を目指す女性，並びに地域活動に関心のある女性を対象に，地域で活躍できる女性を育成するほか，リーダーに求められる資質の向上のための学習機会等を提供する事業を今後も継続して実施する。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	
	【審議会意見】		